

八王子市高齢者食事提供サービス活動支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高齢者（この要綱でいう「高齢者」とは65歳以上の者をいう。）を対象に食事の提供を行う者に対し、八王子市が予算の範囲内において交付する補助金について、補助金等の交付の手續等に関する規則（昭和35年八王子市規則第19号）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 この補助金の交付は、高齢者を対象に食事の提供を行う者を支援し活動が活発になることにより利用者の負担が軽減されるとともに、利用者数が増加することで高齢者に対する健康維持及び見守り、呼びかけが行われ、住み慣れた地域で健康かつ安全に生活できる社会の実現を図ることを目的とする。

(補助対象事業者)

第3条 この補助金の交付対象となる事業者は、高齢者を対象に食事の提供を主体的に実施する非営利の民間団体のうち次に掲げる要件をすべて満たす団体とする。

- (1) 会則等を設定し、団体の活動目的を明示している団体
- (2) 1回10食以上配膳し、週1回以上活動している団体
- (3) 補助金の交付を受けることの効果を事業計画に明示できる団体

(補助対象経費及び補助金額)

第4条 この補助金の補助対象経費及び補助金額は、別表のとおりとする。

(交付申請)

第5条 補助対象団体が補助金の交付を受けようとするときは、補助事業に着手する日の属する月の初日（土、日、祝日にあたる場合は、その翌日）までに「補助金交付申請書（第1号様式）（様式略）」に所定の事業計画書及び収支予算書を添えて、八王子市長（以下「市長」という。）に提出しなければならない。

(交付決定)

第6条 市長は、前条の規定による交付申請を受けたときは、内容の審査を行うものとする。

- 2 前項の規定により、補助金の交付を認めた場合は、別紙の「交付の条件」を付して交付決定し、「補助金交付決定通知書（第2号様式）（様式略）」により団体に通知するものとする。

(交付の時期)

第7条 第5条に規定する収支予算書に基づき市長が決定する。

(事業内容の変更)

第8条 第6条の規定により、補助金の交付決定を受けた団体（以下「補助団体」という。）が、交付決定後に次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、「補助事業等の変更・中止・廃止申請書（第3号様式）（様式略）」を提出し、市長の承認を受けなければならない。

- (1) 補助事業の内容、経費の配分又は執行計画を変更しようとするとき
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき

（事故報告等）

第9条 補助金の交付を受けた団体は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合は、速やかにその理由等を市長に報告し、指示を受けなければならない。

（実績報告）

第10条 補助金の交付を受けた団体は、補助事業が完了したとき又は補助金の交付の決定に係る会計年度が終了したときのいずれか早い日から起算して1か月以内に、「補助金実績報告書（第4号様式）（様式略）」に所定の事業報告書及び収支決算書を添えて、市長に提出しなければならない。

（額の確定）

第11条 市長は、前条の規定により実績報告書の提出を受けたときは、内容を審査し、必要に応じて事情聴取、関係書類の審査、現地調査等を行うものとする。

- 2 前項の規定により、補助事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認められた場合は、交付すべき補助金の額を確定し、「補助金等確定通知書（第5号様式）（様式略）」により補助金の交付を受けた団体に通知するものとする。

（交付決定の取消）

第12条 市長は、補助金の交付決定をした後、補助金対象事業が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことがある。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき
- (3) 補助金の交付決定の内容及び通知に付した条件に違反したとき又は市長の指示に従わなかったとき
- (4) 前各号のほか補助金等の交付の手續等に関する規則及び他の法令に違反したとき
- (5) 団体に暴力団の構成員がいたとき

（補助金の返還）

第13条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合又は第11条の規定により補助金額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(補助金の終期)

第14条 この補助金については、補助金制度見直し方針に基づき終期を設定する。

2 前項に規定する終期が到来したときは、市は補助金交付について再検討をし、継続又は廃止を決定するものとする。

(書類の保存)

第15条 補助団体は、補助金と補助対象事業にかかる書類を常備し、市長が必要があると認めるときは、指示又はその内容を報告しなければならない。

2 補助団体は、補助金と補助対象事業にかかる帳簿及び書類を事業完了後5年間保存しておかなければならない。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年（2019年）4月1日から施行する。

別表（補助対象経費及び補助金額）

1. 補助対象経費その1（「その2」の設備に関する経費を除く。）

調理人人件費	ただし、他の補助金等を充当していない経費に限る。
配達経費	
光熱水費	
担い手のための研修経費	
担い手のための損害賠償保険等の加入経費	
調理場借上経費	
駐車場借上経費	
事務に要する経費	
衛生確保に要する経費	
容器購入に要する経費	

補助金額

年間配食数 (補助基準)	補助金額 (限度額)	補助率
501～2,000 食	200 千円	補助対象経費の 1 / 2 (千円未満切捨て)
2,001～4,000 食	400 千円	
4,001～6,000 食	600 千円	
6,001～8,000 食	800 千円	
8,001～10,000 食	1,000 千円	
10,001～12,000 食	1,200 千円	
12,001～14,000 食	1,400 千円	
14,001～17,000 食	1,650 千円	
17,001～21,000 食	2,000 千円	
21,001 食以上	2,500 千円	

2. 補助対象経費その2（設備に関する経費）

	内容	耐用年数
器具及び備品	食事又は厨房用品（陶磁器又はガラス製のものを除く。）。ただし、1品10千円以上のものとし、耐用年数以内のものは対象としない。	5年
	電気冷蔵庫、電気洗濯機、その他類似の電気、ガス機器。1品10千円以上のものとし、耐用年数以内のものは対象としない。	6年
	冷房用及び暖房用機器。1品10千円以上のものとし、耐用年数以内のものは対象としない。	6年

補助金額

補助金額（限度額）	補助率
100 千円	補助対象経費の 1 / 2 (千円未満切捨て)

別紙

交付の条件

- 1 補助金の交付は概算払とする。なお、補助金額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還をすること。
- 2 補助事業の内容、経費の配分又は執行計画の変更をする場合は、市長の承認を受けること（軽微なものを除く。）。
- 3 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、市長の承認を受けること。
- 4 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けること。
- 5 補助事業が完了したときは1か月以内に実績報告書を市長に提出し精算すること。
- 6 5により実績報告書を受けた場合、これを審査し、又は必要に応じて現地調査等を行い、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、是正のための措置を命ずることがあること。
- 7 次の（1）から（5）までのいずれかに該当した場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことがあること。
 - （1）偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき
 - （2）補助金を他の用途に使用したとき
 - （3）補助金の交付決定の内容及び通知に付した条件に違反したとき又は市長の指示に従わなかったとき
 - （4）前各号のほか補助金等の交付の手續等に関する規則及び他の法令に違反したとき
 - （5）団体に暴力団の構成員がいたとき
- 8 7の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金を受領しているときは、市長の指示するところにより、取り消された補助金の額を返還すること。
- 9 補助事業に係る帳簿その他の資料を常備し、市長が必要があると認めるときは、提示又はその内容を報告すること。
- 10 補助事業に係る帳簿その他の資料を事業完了後5年間保存すること。
- 11 市長若しくはその委任を受けた者又は監査委員の監査が必要と認めるときは、これに応ずること。